第九条の四第百二十九号を次のように改める。

百二十九　使用済燃料再処理・廃炉推進機構

（自衛隊法施行令等の一部改正）

第四条　次に掲げる政令の規定中「使用済燃料再処理機構」を「使用済燃料再処理・廃炉推進機構」に改める。

一　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）別表第十第八十五号

二　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第三十九条第百七号及び第四十三条第七項第百四号

三　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二条第八十五号

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第五条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第百三十五号を次のように改める。

百三十五　使用済燃料再処理・廃炉推進機構（脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十四号）第三条の規定による改正前の原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成十七年法律第四十八号）第十条の使用済燃料再処理機構を含む。）

第四十三条第二項第百二十号を次のように改める。

百二十　使用済燃料再処理・廃炉推進機構

（組合等登記令の一部改正）

第六条　組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表使用済燃料再処理機構の項を次のように改める。

使用済燃料再処理・廃炉推進機構	原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（平成十七年法律第四十八号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

（原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

第七条　原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条の見出しを「（旧資金管理法人による金銭その他の資産の引渡し）」に改め、同条第一項及び第三項を削り、同条第二項中「改正法附則第五条第二項」を「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第五条第二項」に、「同条第六項第一号」を「同条第三項第一号」に、「旧法第三条第一項」を「改正法による改正前の原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成十七年法律第四十八号。以下この条において「旧法」という。）第三条第一項」に、「改正法による改正後の原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」に、「次条において「新法」を「以下「再処理法」に、「附則第五条第六項第二号」を「附則第五条第三項第二号」に改め、同項を同条とする。

第十二条第一項中「新法」を「再処理法」に改め、同条第二項中「新法第七条第六項」を「再処理法第八条第六項」に、「並びに第八条」を「並びに第九条」に、「新法第八条第一項」を「再処理法第九条第一項」に改める。

第十三条第二項中「新法第七条第六項」を「再処理法第八条第六項」に、「第八条の」を「第九条の」に、「新法第八条第一項」を「再処理法第九条第一項」に、「前項の」を「同項の」に改める。

第二章　経過措置

第八条　第二条の規定による改正後の原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律施行令（次項において「新再処理法施行令」という。）第二条第一項及び第二項並びに第三条の規定は、実用発電用原子炉設置者等（原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（次項において「再処理法」という。）第二条第八項に規定する実用発電用原子炉設置者等をいう。次項において同じ。）による脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）附則第十条第一項の金銭の支払について準用する。

2　前項において準用する新再処理法施行令第二条第一項の規定による延納について、改正法附則第十条第一項並びに同条第三項において読み替えて準用する再処理法第八条第六項及び第七項並びに第九条の規定を適用する場合には、改正法附則第十条第一項中「経済産業省令で定めるところにより分割して、各年度の三月三十一日（令和六年度にあっては、経済産業大臣が定める日）とあるのは「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和六年政令第六十二号）第八条第一項において準用する原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律施行令（平成十七年政令第二百十一号）第二条第一項に規定する期限」と、「ならない。ただし、廃炉推進業務の適正な実施に支障が生ずるおそれがないと認められる場合において、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の承認を受けたときは、承認を受けたところに従い、分割して支払うことができる」とあるのは「ならない」と、同条第三項において読み替えて準用する再処理法第八条第六項中「。以下この項及び次条第一項において「改正法」という。）附則第十条第一項」とあるのは「）附則第十条第一項本文の納期限（同項ただし書の規定による承認を受けた実用発電用原子炉設置者等にあっては、当該承認に係る納期限。次条第一項において同じ。）」とあるのは「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和六年政令第六十二号）第八条第一項において準用する原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律施行令（平成十七年政令第二百十一号）第二条第一項に規定する期限（以下「延納期限」という。）」と、改正法附則第十条第三項において読み替えて準用する再処理法第九条第一項中「改正法附則第十条第一項本文の納期限」とあるのは「延納期限」と、改正法附則第十条第三項において準用する再処理法第九条第二項中「納期限」とあるのは「延納期限」とする。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
法務大臣　小泉　龍司
財務大臣　鈴木　俊一
経済産業大臣　齋藤　健
防衛大臣　木原　稔